

学校におけるマスク着用の考え方の見直し及び令和5年度の教育活動に係る基本方針について
～中央区教育委員会の基本方針を踏まえて～

中央区立久松小学校
校長 植村 洋司

1 感染症対策について

- ・毎朝の健康観察、手洗いや咳エチケット、学校・園内の衛生管理等、基本的な感染症対策については、当面の間、継続する。
- ・教室等のこまめな換気を徹底する。

2 マスク着用の考え方の見直しについて

- ・児童及び教職員については、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- ・登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童及び教職員についても、それに従う。
- ・教育活動の中で、以下のような「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じる。これは、部活動等においても同様とする。

＜「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策＞

【各教科等共通】「児童・生徒が対面形式となるグループワーク等」

- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。

「一斉に大きな声で話す活動」

- ・近距離で向かい合っただけの発声は控える。

【理科】「児童・生徒がグループで行う実験や観察」

- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。

- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。

【音楽】「児童・生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・原則、向かい合っただけの歌唱は控える。

【図画工作】「児童・生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。

- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。

【家庭】「児童・生徒がグループで行う調理実習」

- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。

- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。

- ・試食の際は、大声での会話は控える。

【体育、保健体育】「組み合ったり接触したりする運動」

- ・大声での発声は控える。

- ・見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控える。

3 給食及び給食指導等について

- ・全ての児童に食事の前後の手洗いを徹底させる。
- ・喫食に当たっては、大声での会話を控える。
- ・外部の関係者を招くふれあい（交流）給食については、感染症法の分類引き下げ等が行われるまでの間、実施を見送る。

4 その他

- (1) 児童に対して、これまで感染症対策として徹底してきた中で、特に「手洗い・うがい、人との距離、換気」については、引き続き徹底を図る。
- (2) 教育活動全般について、感染症対策に加え児童数増加への対応の観点からも、「分散」と「ICT活用」をキーワードに工夫するとともに、一つ一つ丁寧に「ソフトランディング」できるように努める。